

第 4 9 号 議 案

災 害 に 際 し 応 急 措 置 の 業 務 等 に 従 事 し た 者 の 損 害
補 償 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 6 年 6 月 1 2 日

提 出 者 新 宿 区 長 吉 住 健 一

災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償
に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年新宿区条例第12号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「8,900円」を「9,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和6年6月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の災害に際し応急措置の業務等に従事した者の損害補償に関する条例の規定に基づく損害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び同条例の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改

正する政令（令和 6 年政令第 28 号）の施行に伴い、補償基礎額を改定する必要があるため